

参考資料

- ・ 町田市産業振興基本条例
- ・ 各種統計データ

町田市産業振興基本条例

前文

今日まで、町田市の産業は、交通結節性の高さや人口増加を背景として、大きな発展を遂げてきた。とりわけ、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、現在では「商都町田」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人を訪れている。また、市内には多摩丘陵の豊かな自然も多く残っており、これらの町田市の特性は、これからの市内の産業にとって多様な機会と可能性を与えてくれている。

しかし、これら市内の優れた資源や資質を十分に産業に活かしきれていないことや、他方、市外への就労の割合が依然として少なくないことなど、都市として十分に自立している状況にはない。成熟した都市となるためには、市内での就労機会を拡大するとともに、消費活動においても、さらなる需要を呼び込み続けていくことが求められる。

これからの町田市の産業は、このような状況を踏まえるとともに、社会経済環境の変化を的確に捉え、市民生活や地域の環境と調和のとれた振興が必要である。そのためには、様々な産業が連携し、地域資源を最大限に活用していくとともに、顧客の視点に立ち、顧客にとって価値あるものを提供し続けていかななくてはならない。

このような認識のもとに、町田市の産業の持続的な発展を通じ、地域の魅力を高め、活力のあるまちを実現するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町田市（以下「市」という。）の産業振興に係る基本方針を示すとともに、市、経済関係団体、事業者及び市民の責務を定めることにより、産業振興に係る施策を推進し、もって魅力と活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経済関係団体 町田商工会議所、町田市農業協同組合その他市の産業振興を目的として、主に市内の事業者によって組織された団体をいう。

(2) 生活者 市内の産業経済活動における消費者をいう。

(基本方針)

第3条 市の産業振興に係る基本方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産業間及び業種間の連携による産業の強化及び育成を図る。

(2) 生活者にとって価値の高い産業の強化及び育成を図る。

(3) 事業者の創意工夫及び自立的な発展を促進する。

(4) 地域資源の積極的な活用を図る。

(5) 地域の人材を活用した新たなネットワークを形成する。

(市の責務)

第4条 市は、市の行うすべての施策について産業振興という視点を踏まえるとともに、前条の基本方針に基づき産業振興に係る計画を定め、推進するものとする。

2 市は、産業振興の担い手の育成に努めるとともに、当該担い手の相互の連携の促進に努めるものとする。

3 市は、地域の特性を活かした企業誘致を促進するものとする。

4 市は、地域の産業振興に向けた必要な環境整備、規制及び誘導を行うものとする。

(経済関係団体の責務)

第5条 経済関係団体は、産業振興の担い手として、それぞれの役割に応じて、市、事業者その他の関係機関と連携を図るとともに、産業間及び業種間の連携に努めるものとする。

2 経済関係団体は、事業者及び起業者の育成及び支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、顧客の視点に立ち、市民生活や地域の環境との調和を図りながら、

自らの事業の発展及び経営の革新に努めるとともに、経済関係団体及び他の事業者との連携並びに顧客との交流に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、生活者として、又は地域社会の構成員として、市の産業振興に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

